公有財産管理の不備

<table>
<tr><th>対象受検機関</th><th>検出事項</th><th>是正を求める事項</th><th>措置の内容</th></tr>
<tr>
<td>環境農林水産部
農政室</td>
<td>行政財産の使用許可状況の確認について、チェックリスト（※１）による使用状況の調査が実施されず、財産活用課長への報告（※２）も行っていなかった。
（※１）様式１：使用許可及び貸付に関するチェックリスト
（※２）様式２：使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書

施設名：大阪府立農業公園
<table>
<tr><th>種別</th><th>許可数量</th><th>許可目的</th><th>使用料</th><th>許可期間</th></tr>
<tr><td>土地及び建物</td><td>土地
13,083.08㎡
建物
398.08㎡</td><td>自主事業の実施</td><td>1,891,150円</td><td>令和４年４月１日から
令和５年３月31日まで</td></tr>
</table>
</td>
<td>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

【公有財産事務の手引】
第１章　総則
第２節　公有財産事務の概要
第２　公有財産の管理体制
３　部局長等（財産管理者）の職務
(4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。
④　使用・貸付状況の確認
行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年１回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。

【使用許可及び貸付状況に関する実地調査について（通知）（平成30年３月13日　財産活用課長）】
１　毎年７月１日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式１）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。
２　調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。
３　調査を実施した場合は、別添報告書（様式２）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。</td>
<td>検出事項の原因は、行政財産の使用状況の確認について事業担当者が認識していなかったことにある。
是正を求められた事項については、令和５年８月１日に「使用許可及び貸付状況に関する実地調査結果の報告」を財産活用課長に対して行った。
今後は、担当職員に対して公有財産事務担当者研修の参加を促すとともに、グループ内において「公有財産事務の手引」や関連する通知等の周知を行うことにより再発防止に努めていく。</td>
</tr>
</table>

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月２日から同月28日まで）